

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

政府は政権発足以来、子ども手当は全額国費負担で実施するという方針を繰り返し表明してきた。地方負担を前提とした平成22年度の方式はあくまで暫定措置であり、平成23年度以降の制度設計については、地方の意見を踏まえ改めて検討することとされた。

しかしながら、去年の経緯にもかかわらず、地方に対して十分な協議もないまま、国の財源不足を理由に地方負担を残す方式を維持した上で、平成23年度予算概算要求がなされ、現政権が来年度以降も地方負担を求めることに前向きな考えを示していることは、誠に遺憾である。

これまで地方は、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実情に応じ地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきであり、子ども手当のような全国一律の現金給付については、国が担当し、全額を負担すべきであると繰り返し主張してきた。

よって、国においては、平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に当たっては、国と地方とで十分な協議を行い、国が全額国費負担すべきであるとの地方の主張に沿った制度を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

徳島県議会議長 藤 田 豊